

「世羅小学校学校運営協議会」規約

(名称)

第1条 本会は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、共同組織体として学校運営に携わる。その名称を「世羅小学校学校運営協議会」とする。

(目的)

第2条 「世羅小学校学校運営協議会」は、世羅小学校区の地域住民及び世羅小学校児童の保護者等（以下「地域住民等」という）が学校運営に参画することにより、次の各号に掲げる事項の達成を目指すものとする。

- (1) 地域社会・学校・家庭の三者が一体となって学校運営や児童の健全育成に取り組むこと。
- (2) 地域住民等のニーズを学校運営に反映させ、地域に開かれた学校づくりを推進すること。
- (3) 地域社会・学校・家庭が協働して、それぞれの教育力を高めていくこと。

(構成)

第3条 「世羅小学校学校運営協議会」は、全体協議会のほか、企画運営委員会、部会、事務局によって構成する。

- 2 部会は、「学習支援部会」「安全環境部会」「地域活動部会」の3部会とする。
ただし、学校運営協議会の協議によって、名称変更および部会の増減をすることができる。
- 3 本協議会は、アドバイザーを設置することができる。人数は若干名とする。

(承認事項)

第4条 学校運営協議会は、学校運営に係る以下の事項について承認する。

- (1) 学校運営方針
 - (2) 教育課程の編成に関する基本方針
 - (3) 学校の予算の編成に関する基本方針
 - (4) 学校評価に関すること。
 - (5) 施設・設備等の整備及び管理に関すること。
 - (6) その他、校長が必要と認めること。
- 2 学校運営協議会は、学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等を促進するための支援を行う。

(意見の具申)

第5条 学校運営協議会は、学校運営に関することについて、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。ただし、教育委員会に対して意見を述べるときは、校長を通じて行うものとする。

(会長及び副会長)

第6条 学校運営協議会に会長及び副会長を1名ずつ置き、委員の互選により、これを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(委員)

第7条 学校運営協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから校長が推薦し、教育委員会が任命する。
 - (1) 設置校に在籍する児童の保護者
 - (2) 設置校の校区内の地域住民
 - (3) 学識経験者（有識者）
 - (4) 設置校の教職員
 - (5) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第8条 委員の任期は、任命の日が属する年度末の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、設置校の指定が取り消された時の委員の任期は、該当指定が取り消された日までとする。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項の他、委員は次の項に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 委員としてふさわしくない行為を行うこと。
 - (2) 委員としての地位を、営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。
 - (3) その他、学校運営協議会及び設置校の運営に著しく支障を来す行動を行うこと。

(会議)

第10条 学校運営協議会の会議は、校長と協議の上、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決することによる。
- 5 議決すべき事項に利害関係を有する委員は、当該事項について議決権を有さない。
- 6 校長は、必要があると認める時は、委員以外の教職員を会議に出席させることができる。

(企画運営委員会)

第11条 企画運営委員会は、校長、教頭、コミュニティスクール担当教員で構成する。

- 2 企画運営委員会は、学校の基本的な方針に係る以下の事項について立案し、学校運営協議会に提案する。
 - (1) 学校運営方針
 - (2) 教育課程の編成に関する基本方針

- (3) 学校の予算の編成に関する基本方針
 - (4) 学校評価に関すること。
 - (5) 施設・設備等の整備及び管理に関すること。
 - (6) その他、校長が必要と認めること。
- 3 企画運営委員会は、各部会の企画を調整し、学校運営協議会に提案・報告する。

(部会)

第 12 条 本規約第 3 条で定められた各部会の活動内容は次の通りとし、いずれも必要に応じて活動する。各部会は、教職員及び学校運営協議会委員、地域住民により構成する。

- (1) 学習支援部会は児童の学習に係る支援を図ることを目的とする。個別の学習支援、クラブ活動等の体育的・文化的活動の支援、総合的な学習の時間のゲストティーチャー、英語活動支援等を行う。
- (2) 安全環境部会は、児童の学校生活に係る安全面・環境面を充実させることを目的とする。登下校の見守り、および学校の環境美化にかかわる活動を行う。
- (3) 地域活動部会は、校区内各地域の人・もの・ことにかかわるよさを児童に実感させることを目的とする。自治センターや町内会等との連携を図りながら、学校と地域行事を結ぶなどのコミュニティ活動を促進する。

(学校評価)

第 13 条 学校評価は、教育の質的向上を図ることを目的に、教育活動の取組と成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指して行う。

- 2 学校評価は、学校運営協議会委員と教職員により、学校運営協議会で行う。
- 3 校長は、必要に応じて学識経験者の参加を要請することができる。

(その他)

第 14 条 この事項に定めるものの他、必要な事項は校長が定める。

附則

この規約は、令和 4 年 6 月 27 日から施行する。